

行政文書公開請求拒否決定審査報告書

平成29年5月1日

大和市長 大木 哲 様

大和市情報公開審査会  
会 長 大 津 浩

平成29年1月27日付けで諮問された行政文書公開請求拒否決定に対する  
審査請求について、次のとおり報告します。

<p>審査請求に係る 行政文書の 名称又は内容</p>	<p>〇〇〇〇氏の生活保護の金銭給付の有無及び〇〇〇〇氏の 生活保護の金銭給付がある場合で口座振込による給付の場 合の取扱銀行</p>
<p>審 査 の 結 果</p>	<p>本件公開請求に対し、大和市長が公開請求拒否決定処分を行っ たことは妥当である。</p>

## 第1 審査請求の経過

- 1 平成28年7月22日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、大和市長に対し、行政文書公開請求（以下「公開請求」という。）をした。
- 2 平成28年8月2日、大和市長は、条例第10条第1項に基づき、行政文書公開請求拒否決定（以下「請求拒否決定」という。）をし、請求人に対し、同決定を条例第11条第3項の規定に基づき、行政文書公開請求拒否決定通知書（以下「決定通知書」という。）により通知した。
- 3 平成28年9月16日、請求人は、決定を不服として、大和市長に対し、請求拒否決定の取消しを申し立てた。

## 第2 当事者の主張

### 1 請求人の主張

- (1) 本件審査請求の趣旨は、請求人が行った公開請求に対して、大和市長が平成28年8月2日付けの請求拒否決定処分について、その取消しを求めるというものである。
- (2) 請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は次のように要約される。
  - ア 決定通知書によると条例第10号第1項により拒否するとあるが、この規定は、実施機関の職員の責任について定めたものである。また、決定通知書には、大和市指令第〇〇〇〇号とあるが、請求人は、大和市長の指揮下になく、大和市民でもない。よって、大和市長から指令を受ける立場にない。
  - イ 被開示人〇〇〇〇は、平成〇〇年〇〇月、飲酒運転の上、速度超過及び蛇行運転により、請求人の車に衝突し、損害を与えた。請求人は、平成〇〇年〇〇月に損害賠償を求める訴訟を提起し、平成〇〇年〇〇月、修理費〇〇〇

〇〇〇円を支払う旨の判決が確定した。しかし、被開示人は、判決確定後の3カ月ごとの請求にも全く応じない。そのため、強制執行の準備として、生活保護の金銭給付の有無の公開を求めるものである。

ウ 本件公開請求は、被開示人〇〇〇〇が引き起こした違法行為による事件である。被開示人は身勝手な言動を繰り返しているが、現状ではその実状は考慮されず、加害者の人権保護が優先され被害者の人権及び財産は護られない状況である。

如何なる手段により被害者の権利は保護されるか、大和市長の明確なる説明と回答を求める。

## 2 大和市長の主張

(1) 本件事案の「公開請求に係る行政文書の名称又は内容」は、特定個人の「生活保護の金銭給付の有無」及び「生活保護の金銭給付がある場合で口座振込による給付の場合の取扱銀行名」であり、これらの情報は、条例第7条第1号により公開することができないとされている情報に該当する。

(2) 何人にも行政文書の公開請求権が認められ(条例第5条)、何人が請求者であろうと同じ内容を公開しなければならない情報公開制度の趣旨に照らすと、これらの情報はその存否すら明らかにできないので、条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するものである。

(3) なお、請求人は、大和市長から指令を受ける立場にないと主張しているが、決定通知書の指令番号は、相手方に対して命令や指示を発するときだけでなく、許可・不許可などの行政行為を行うときにも付されるものであり、この主張は当たらない。

(4) よって、請求人の主張には理由がない。

## 第3 当審査会の判断

1 本件事案は、特定個人の「生活保護の金銭給付の有無」及び「生活保護の金銭給付がある場合で口座振込による給付の場合の取扱銀行名」が分かる文書に対する公開請求に対して、請求拒否決定処分をしたことの是非が問題になっている。

2 当該情報は、生活保護の金銭給付を受けているか否かにかかわらず、個人のプライバシーに関する情報であり、一般的に秘匿されるべき情報であるから、条例第7条第1号本文に該当することに異論はない。

3 次に、当該情報が、条例第7条第1号ただし書きウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するか問題となる。

この点については、確かに、強制執行の手続きのためという請求人の立場は理解できるが、当該情報の性質上、「(略) 財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とまでは言えず、当該情報が条例第7条第1号で保護されるべき個人情報に該当すると考えるのが相当である。

4 以上を前提にすると、本件公開請求に対して公開決定、一部公開決定又は非公開決定を行い、本件文書が存在するか否かを答えることは、特定個人が生活保護を受けているかどうかを回答するに等しく、それは、条例第7条第1号で保護されるべき個人のプライバシーを侵害することになる。したがって、「公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、公開できない情報を公開することとなるとき」(条例第10条第1項)に該当し、当該情報の存否を明らかにせず、公開請求を拒否するべきものである。

5 また、請求人は、大和市長から指令を受ける立場にないと主張しているが、決定通知書の指令番号は、相手方に対して命令や指示を発するときだけでなく、許可・不許可などの行政行為を行うときにも付されるものであり、この主張は当たらない。

6 請求人は、その他様々な主張をしているが、上記4のとおり、当該情報は、

そもそも存否を明らかにすることができない情報である。請求人の立場は理解できるが、いずれの主張も当該情報を公開すべき理由にはならない。

7 以上より、当審査会は、審査の結果のとおり判断する。

8 なお、大和市長は、決定通知書において、公開請求を拒否する理由を「公開請求に係る行政文書の存在を答えるだけで、大和市情報公開条例第7条第1号により公開することができないとされている情報を公開することとなるため大和市情報公開条例第10条第1項に該当」するとしているが、請求人の理解が得られたとは言い難い。担当課は、裁決書の謄本を送付する際に、当該情報が条例第7条第1号に該当する理由及び条例第10条第1項に基づき請求拒否決定をした理由について、請求人の理解が得られるよう丁寧に説明すべきである。

#### 第4 審査の経過

平成29年 3月30日 第1回審議

平成29年 5月 1日 答申